

令和2年 第2回 定例会

令和2年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますのでご照覧ください。

行政報告

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う本町の動向についてご報告申し上げます。

政府は、3月26日、新型インフルエンザ等特別措置法附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する第15条第1項に基づく政府対策本部を設置し、4月7日には同法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を発出したことを受け、同日、本町においても壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。

4月16日には、緊急事態措置の対象が全都道府県に拡大され、状況はより一層深刻化しましたが、これまでのところ、本町では学校の休業やイベントの中止や延期、公共施設の休館などといった行動自粛に、町民の皆様のご理解とご協力を得られたことなどから、現段階では、感染者は確認されておらず、5月25日には政府の緊急事態宣言が解除されましたが、町といたしましては引き続き気を緩めることなく、感染防止対策の徹底に取り組んでまいり所存です。

一方で、入国規制や外出自粛要請等により、観光業、飲食業等を中心に地域経済は甚大な影響を受けております。そのため、町ではこれまで、情報の収集や関係機関との連携強化、国会議員、北海道への要望活動等を行って参りました。また、国の支援施策や地方創生臨時交付金等の有利な財源を活用した、より実効性のある生活支援・緊急経済対策に取り組んできたところであります。

次に、その具体的な内容をご報告申し上げます。

町民の皆様の不安を解消するため、一人あたり10万円が支給される国の特別定額給付金については、全庁的な体制で、5月末現在で88.3%の世帯の交付を完了しており、他市町村と比較しても早いペースで迅速、正確に事務を進めたところであり、子育て世帯への臨時特別給付金につきましても、6月中の支給に向け、順調に事務処理を進めているところであります。

また、町独自の緊急対策につきましても、町内事業者の支援を目的とした商工会に補助金を交付する商工業振興緊急対策事業、町内医療機関や福祉施設を対象にマスクや消毒液等の購入費を助成する感染症防止対策事業、宿泊、飲食等の観光事業者を対象とした上下水道料の減免、収入減少者等を対象とした町営住宅家賃の減免等も進めております。

その他にも、緊急雇用対策として会計年度任用職員の採用、町内飲食事業者の経済支援として町職員等による弁当購入事業、町内事業者が国や道の経済支援策を円滑に受けられるよう、商工会と連携した情報収集、提供活動、納税猶予や軽減措置制度について、広報等を通じたわかりやすい情報提供等、切れ目のない対策を実施しているところであります。

以上のとおり、これまでの本町の取組経過についてご報告申し上げましたが、今後も影響の長期化が懸念されることから、厳しい財政状況ではありますが、引き続き迅速かつ的確に有効な施策を講じ、これまで経験したことのないこの重大な難局を、町民の皆様とともに心を一つにして乗り越えていく所存でおりますので、議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、例年実施しております中学生フィンランド国派遣事業につきましては、教育委員会において、本年度は延期し、来年度、同時期に2学年合同で実施することとしておりますので、この件につきましても、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和2年第1回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。